

送付資料（1）協働指針「序論」事務局案

1 序 論

（1）背 景

近年、少子高齢化、グローバル化、高度情報化等の社会・経済状況が変化するなか、本格的な地方分権社会の進展とともに地方自治体は地域の特性を活かした特色のある自立したまちづくりが求められています。

これまでの地方自治体が行う公共サービスは、広く公平で均一的・画一的なサービスの提供を中心としていましたが、現在では、住民の価値観やライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化・多角化に対応した細やかなサービスが求められています。

しかし、自治体財政が厳しくなるなか、今後どのようにして住民のニーズに応えられるようにするのが課題となっています。

また、都市部、周辺部において、それぞれ過密化、過疎化が進行するなか、都市部では、コミュニティ意識の希薄化が、周辺部では人口減少、高齢化等によるコミュニティの維持が課題となっています。

一方、様々な地域の課題に自主的に取り組む個人、特定非営利活動法人やボランティアグループ等の住民団体が増加しているとともに、企業においても自ら又は地域と連携し、社会貢献活動を行おうとする動きが広がっており、このような個人・団体は、地域社会の新たな担い手として重要な役割を果たすことが期待されています。

国内の情勢を全般的な視点で捉え、行政だけでなく町民や町民団体・企業における取り組み及びその役割が大きくなっている旨を記載しています。

（2）策定の趣旨

日出町においても、このような状況の変化や課題は生じており、平成18年度に策定した「第4次日出町総合計画」では、まちづくりの基本的な考え方の一つに「町民と協働のまちづくり」を掲げ、町民と行政がまちづくりの理念を共有し、協働を推進することを定めました。

しかしながら、この総合計画の前半5年間について、「協働によるまちづくり」の効果が十分に発揮されていないと総括し、平成23年度に策定した「後期基本計画」において、「日出町協働指針」を策定し、協働を推進することを再度基本的施策として掲げました。

今回の協働指針は、町民と行政あるいは町民同士といった様々な主体が協働するために必要な基本的な考え方やその進め方等を共有することを目的として策定しました。

今後、日出町を「人と自然が調和したふれあいと活力あるまち」にするために、この指針に基づき、「協働のまちづくり」を進めていきます。

基本計画の見直しに伴い、町における協働のあり方の再認識と協働指針の必要性について記載しています。

(3) 用語の定義

この指針において用いる用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

- 協働・・・行政と町民あるいは町民同士が共通する目的の実現や課題解決のために、お互いの役割と責任を分担しながら、ともに協力し合っていくこと。
- 町民個人・・・町内に在住、在勤、通学する個人のこと。
- 地域団体・・・区等地域のつながりにより活動する団体のこと。
- NPO等・・・特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティアグループ等の公共的・公益的な目的のために活動する団体のこと。
- 町民団体・・・地域団体及びNPO等のこと。
- 企業・・・主に営利活動を行う事業者のこと。
- 町民・・・町民個人、町民団体及び企業のこと。
- 行政・・・単に「行政」という場合は、町（附属機関を含む）の行政組織全体のこと。

この他の解説・定義づけが必要な用語については、個別にその都度解説などをつけます。

(4) 協働の原則

行政は、次の原則を理解し、町民との協働に取り組むことが必要です。

①相互理解の原則

お互いの立場を理解し、尊重し、また、信頼関係を築くことで協働がスムーズに行われ、より良い成果が生まれることが期待されます。

②共有の原則

事業等の目的や評価は、これまで行政により作られてきたものが大半でした。また、そのような情報についても行政内部のみにとどまり、町民への周知が不十分でした。協働を進めるうえでは、このような情報を公開し共有することが必要です。

③役割分担の原則

お互いの自主性・主体性を尊重することが協働を進めるうえで必要です。また、お互いが持つそれぞれの役割を認識し、明確にすることでその主体性が保護されることとなります。

④自立・対等の原則

協働により地域の課題を解決するためには、町民と行政がお互いに依存しあうことなく、

自立することが必要です。それぞれが自分の考え方や行動に責任を持つことによって自立すること、また、自立した主体同士による対等なパートナーシップを築くことが重要となります。

これらの原則は、行政と町民の関係だけでなく、町民同士の協働を進めるうえでも必要なものがあると言えます。

協働をするにあたって行政が考えるべき必要な事項を「原則」としてまとめました。

(5) 協働に関する活動領域

町民の活動と行政の事務事業を「活動領域」として、次に図示します。

領域	町民の活動	協働による活動			行政の活動
区分	町民	協働1	協働2	協働3	行政
内容	町民が自主的に 行う活動	町民が主体的 に実施し、行政 が支援する活 動	町民と行政が お互いの特性 を活かし協力 して行う活動	行政が主体的 に実施し、町民 が参加・協力す る活動	行政のみによ る活動（公権力 の行使等に係 る活動）
例	営利活動 布教活動 等	後援 補助 等	実行委員会 共催 等	委託 参画 等	許認可 処分 等

「町民」の区分は、町民が自主的に、行政からの支援等を受けず、その責任において行う活動のことを指します。

「行政」の区分は、行政がその責任において、独自に行う活動を指します。

この2つの区分については、それぞれがその自主性・責任において行うものであり協働に適さないものとなります。

「協働による活動」のうち「協働1」の区分は町民が、「協働3」の区分は行政が、それぞれの活動の主体となり、相手方の協力を得て行う活動となります。

「協働2」の区分は、それぞれがお互いの特性を活かして行う活動となります。

なお、「協働による活動」は3つの区分とも、主体の違いはありますが、お互いを対等なパートナーと位置付け活動することが重要です。

町民と行政の活動をそれぞれの主体性や責任により区分化し、整理しました。